

大豆の収穫後入札取引に係る買い手登録者遵守事項

公益財団法人日本特産農産物協会

制 定 平成 29 年 8 月 10 日付け 29 特農協第 103 号

一部改正 平成 30 年 8 月 8 日付け 30 特農協第 116 号

1 目的

この遵守事項は、公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）が行う国産大豆の収穫後入札取引に関し、「大豆の入札取引に係る業務規程」（以下「業務規程」という。）及び協会理事長が定める事項のうち、大豆の買受けを行うため、協会に登録して入札取引に参加する者（以下「買い手登録者」という。）に内容をご承知いただいたうえ、必ず遵守していただく必要がある事項を示すものです。

2 取引の参加資格

大豆の販売の事業を行う者、大豆を使用した製品の製造を行う者又はこれらの者が構成する法人は、大豆の年産ごとに協会に登録申請し、協会の承認・登録を受けることにより、大豆の買い手として収穫後入札取引に参加することができます。

なお、複数の事業者が組織する法人が入札に参加する場合は、当該法人は法律の規定に基づき共同事業を行うことを目的として組織され、当該共同事業に、大豆加工品業者が組織する法人にあっては大豆を原料とした加工品の製造又は原料大豆の購買に係る事業、大豆販売業者が組織する法人にあっては大豆の販売に係る事業を含み、かつ当該共同事業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外の対象になる場合に限ります。

3 登録申請に必要な書類の提出

(1) 登録は、年産ごとに必要です。登録申請者は、毎年、協会が定める期日までに次の申請用書類を協会に提出するものとします。なお、前年産から継続して登録を申請する買い手の場合は、手続き簡素化のため下記①及び②の書類の提出は省略しますが、協会が送付する下記③の買い手登録者届出事項一覧表（継続登録用）に記載されている既登録内容を確認し、変更がある場合には修正内容を記入するとともに確認者が記名・押印し（変更がない場合には確認者の記名・押印のみを行い）、変更の有無にかかわらず必ず協会に提出してください。

- ① 大豆収穫後入札取引登録申請書（買い手）（新規の場合のみ提出、別紙 1）
- ② 上記①の代表者印欄に押印した印に係る印鑑登録証明書（新規の場合のみ提出）
- ③ 大豆収穫後入札取引買い手登録者届出事項一覧表（新規の場合は別紙 2-1、継続の場合は別紙 2-2（協会から既登録内容を印字して送付）を提出）

(2) 新規に登録申請する場合は、上記に加えて登録審査に必要な次の書類を添付してください。

なお、協会は、個人情報に該当する書類及びこれに基づくデータについては、厳正に管理し、入札取引に関する目的以外には一切使用しません。

① 入札保証金返還用振込口座届（別紙3）

② 組織形態に即した次の書類

（ア）法人の場合

- ・定款等（事業内容に大豆に係る事項が記載されている必要があります。）
- ・会社・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・直近の事業年度における事業収支状況及び事業用資産に関する資料（決算書類（貸借対照表、損益計算書等））

（イ）個人の場合

- ・住民票抄本（申請者の氏名、住所を証する書類）及び履歴書
- ・申請者の最近の財産状態を明らかにする書類（所得証明書、課税証明書、預貯金残高証明書等）

（3）登録後、登録申請事項について変更が生じた場合、他社との合併や有限会社から株式会社への転換等会社組織の変更等がある場合は、速やかに協会に連絡し、協会の指示に従ってください。

（4）同一法人等で本店、支店等異なった2以上の事業所ごとに入札取引に参加する場合は、大豆収穫後入札取引登録申請書（別紙1）の注意事項に従って必要事項を記入してください。

（5）申請書類コピーの売り手への提供

与信管理上の必要により売り手（全農、全集連）から文書で情報提供の要請があった場合、情報の適切な管理を条件として、上記申請書類のうち次の文書の写しを提供することがあります。なお、提供した場合には、その旨を申請者に通知します。

- ・大豆収穫後入札取引登録申請書（買い手）
 - ・印鑑登録証明書
 - ・会社・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
- 申請者の住民票抄本（個人の場合）

4 申請に関する審査結果の通知

協会は、新規登録申請については、登録申請書類の内容について審査のうえ、当該申請者が参加資格を満たしていると判断した場合は、申請者にその旨を書面で通知するとともに、登録料の支払いに関するご案内をします。

5 登録料

新規登録、継続登録とも登録料（1万円）は年産ごとに申し受けますので、協会の指定する預金口座に期限までに振り込んでください（入札保証金の口座とは異なりますので、ご注意ください。）。

なお、登録料収入は、協会が行う大豆の入札取引の運営に係る経費の一部に充当します。

6 登録及び登録者ID・パスワードの発行

協会は、新規登録、継続登録とも申請書類の提出があった登録申請者ごとに、登録料が支払われていることを確認した後、当該年産大豆の買い手として登録簿に登録するとともに、その旨を書面で通知します。

また、協会は、新規登録者に対しては、登録者ID及びパスワードを発行し、登録の通知に併せて書面で通知します。登録者は、登録者ID及びパスワードを使って、協会が開設する登録者限定のインターネットホームページ（登録者ページ）にアクセスし、必要な情報を閲覧することができます。

なお、ウェブ入札（17の（1）参照）のサイトへのアクセスには、登録者ページを経由する必要があります。

登録者は、情報セキュリティ確保のため、自己の登録者ID及びパスワードを第三者に漏らすことがないように適切に管理する必要があります。

7 登録者名の公表

協会は、登録作業終了後、売り手及び買い手登録者名を、協会のインターネットホームページに掲載することにより公表します。

8 協会からの買い手登録者に対する通知

協会が買い手登録者に対して行う主な通知等は、次のとおりです。

（1）入札取引の予定期日の通知

協会は、入札取引を実施する月の前月の20日までに当該月の入札取引の予定期日を定め、買い手にファクシミリで通知するとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

（2）入札票及び上場ロット明細書の通知

協会は、売り手からの上場申出内容に基づいて入札票及び上場ロット表を作成し、入札取引実施日の2日前までに買い手登録者に電子メール添付ファイルで配付するとともに、協会の登録者ページに掲載します。

なお、これらの上場情報をホームページに掲載したことについては、ファクシミリでも通知します。

買い手登録者が、メール及びホームページから資料を入手できないため、やむを得ず入札票及び上場ロット明細書のファクシミリによる配付を希望する場合は、入札回ごとにその旨をファクシミリで協会に申し出てください。

（3）落札結果の公表に関する通知

協会は、入札取引実施日の翌日に、入札に参加した登録者に対し、入札したロットごとの落札結果をファクシミリで通知します。

（4）入札取引結果の公表に関する通知

協会は、入札取引のあった月の入札取引の結果を集計し、月報として取りまとめ、原則として、当該月の月末に報道関係に公表するとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

登録者には、電子メール又はファクシミリにより、ホームページに掲載した旨

を通知します。ホームページから資料を入手できないため、公表資料のファクシミリによる配付を希望する場合は、協会に連絡してください。

(5) その他

協会は、既に通知した内容の変更その他入札取引の円滑な実施に必要な情報を適宜適当な手段を用いて買い手に提供します。

9 入札保証金の預託

登録者は、入札に先立って、所要の入札保証金を、協会の指定する預金口座に入金して協会に預託する必要があります。入札保証金が預託されていない場合、あるいは預託された金額が所要の金額に対して不足する場合、入札申込みを行っても、当該入札回の全ての入札が無効となります。

10 入札保証金額の確認時期

協会は、入札実施期日（通常は水曜日）の前日（通常は火曜日、祝日に当たる場合は、前々日の月曜日に繰り上げる等日程を調整）に、買い手ごとの入札保証金額を確認します。したがって、買い手は、入札申込みを行う入札回にあつては、上記の確認に間に合うよう、予め入札予定金額と協会に預託している入札保証金額を照合したうえ、入札予定金額に対する入札保証金額の割合が下記 11 の規定値未満の場合は、不足金額を追加的に入金しておく必要があります（入札実施期日当日に振り込んでも、当該入札回の入札保証金額の額として取り扱うことはできません。）。

11 入札保証金の額

協会は、入札回ごとに買い手（入札者）の入札金額（入札ロットごとの入札価格×入札数量の合計）と入札保証金額を照合し、入札保証金額が入札金額の10分の1に満たない場合は、当該入札回に係る入札は全て無効とします（つまり、入札金額の10分の1以上の入札保証金を協会に預託しておく必要があります。）。なお、当該入札回の落札の有無にかかわらず、入札保証金の額は、そのまま次の入札回に繰り越されます（受渡しが完了していない落札大豆に係る累次の落札金額の10分の1相当額が、預託金額から減額カウントされるわけではありません。）。

12 契約不履行等の場合の入札保証金の取扱い

落札者が所定の期日までに売買契約を締結しない場合、又は代金決済を行わない場合、当該落札に対応する落札金額の10分の1の金額が協会及び売り手に帰属することとなります。協会は、その金額を当該落札者から協会に預託されている入札保証金から徴収しますが、不足する場合（複数の入札回の落札分が契約不履行の場合に起こり得ます。）、協会は、当該落札者に対し不足する金額を追加して請求します。

13 入札保証金の返還

入札保証金は年産ごとに管理しています。このため、協会は当該年産大豆の収穫後入札取引が終了した後、買い手登録者ごとに落札大豆に関する代金決済が完了し

ていることを確認したうえ、返還を希望される場合は入札保証金を返還し、次年産大豆の収穫後入札取引に係る入札保証金への充当を希望される場合は引き続きお預りします。ただし、入札保証金に法定果実は付けません。なお、この際、いずれの場合にあっても、入札手数料（詳細については下記 20 を参照）を、入札保証金預託額から差し引く方法により徴収させていただきます。また、上記 12 の徴収額がある場合は、当該額を差し引きます。

14 入札取引終了前に入札保証金の返還請求

協会に入札保証金を預託した買い手登録者は、当該年産大豆の収穫後入札取引終了前に、以降の入札回の収穫後入札取引に参加しないことを決定し、かつ、落札大豆に関する代金決済が完了している場合は、上記 13 の手続きを待たずに、収穫後入札取引入札保証金返還請求書（別紙 4）を提出することにより、協会に入札保証金の返還を求めることができます。なお、入札実績がある場合は、上記 13 の場合と同様、入札保証金返還時に入札手数料を徴収させていただきます。

15 入札保証金の返還等に係る手続き

協会は、入札保証金の返還に際し、予め協会に預託した入札保証金の額、振込先口座、入札手数料の額及び返還額（入札保証金額から入札手数料を差し引いた額）を記載した入札保証金等確認通知書を買手登録者に送付し、記載内容について確認していただきます。

また、上記の確認に併せ、入札保証金の返還を希望するか、それとも次年産大豆の収穫後入札取引に引き続き参加するため、当該確認時点において協会に預託している入札保証金を、次年産大豆の収穫後入札取引に係る入札保証金に充当することを希望するかについて照会します。

この照会の結果、返還を希望した買い手登録者に対しては、上記の手続きにより確認した返還額を確認済み振込先口座に振り込むとともに、入札保証金の返還及び入札手数料の徴収を行った旨を通知します。

一方、次年産大豆の収穫後入札取引に係る入札保証金への充当を希望した買い手に対しては、当該入札保証金から入札手数料を差し引いた額を、次年産大豆の入札取引に係る入札保証金に繰り入れるために引き続き預かる旨を通知します。

16 入札取引の実施期日

協会は、入札取引を原則として月 1 回以上実施します。また、入札実施期日は、通常水曜日としますが、水曜日に設定することが困難な場合は、他の曜日に実施することがあります。

17 入札

買い手登録者（入札者）は、買受けを希望するロットごとに入札価格（60kg 当たり包装代込み産地倉庫戸前渡し価格。消費税を含まない。）を設定し、次に示す方法により入札申込みを行います。

(1) ウェブ入札

インターネットに接続したコンピュータにより、オンラインで入札を行うことを「ウェブ入札」とします。

ウェブ入札を行おうとする買い手は、理事長が別に定める「大豆入札取引ウェブ入札システムに関する規約」(ウェブ入札規約)により、協会にウェブ入札利用申請を行います。

協会は、申請のあった買い手に、ウェブ入札に必要なID及びパスワードを発行します。

買い手は、協会が予め配付した「大豆ウェブ入札システム操作手引書」その他協会が指示する手順に従って入札実施期日にウェブ入札を行います。

(2) ファクシミリによる入札

ファクシミリによる入札を行おうとする買い手の入札の手順は、以下のとおりとします。

入札取引実施日の午前10時から12時(正午)までの間に、協会の入札取引専用ファクシミリ番号あてに入札票をファクシミリ送信することにより入札します。ただし、協会は、次の場合には入札を受け付けません。

- ① 所定の時間外に送信した場合
- ② 入札票に入札者の名称、登録番号の記載がない、又は記載が不明瞭で入札者を特定できない場合
- ③ 入札票に登録申請の際に届け出た印が押印されていない場合、又は印影が不鮮明で確認できない場合
- ④ 協会が当該入札者の登録を既に取り消している場合、又は入札停止の扱いをしている場合
- ⑤ 協会が入札回ごとに送付した入札票以外の書類により入札した場合

18 入札における禁止事項

買い手登録者による次のような行為は禁止されています。禁止行為が判明した場合、協会は、取引監視委員会の報告に基づき、当該入札を不正入札として無効とするほか、入札取引委員会に報告し、その審議結果に基づいて当該登録者に対する入札取引への参加の制限、当該行為を行った者及び事実関係の公表等を行います。

- (1) 他の買い手と共同して入札価格を決定すること。
- (2) 売り手の大豆売買取引業務を担当する役職員が役員を兼ねている企業等が、買い手として入札すること。
- (3) 売り手が不正に漏らした落札下限価格を予め知って入札すること。
- (4) 入札価格あるいは入札数量に関し、売り手又は売り手に販売を委託した者の意向に沿って入札すること。
- (5) 自らが売り手として上場したロット、又は売り手に販売委託したロットに入札すること。
- (6) その他入札における公正な価格の形成を妨げる入札を行うこと。

19 無効札

- (1) 協会は、買い手が入札したロットごとの入札価格を「大豆入札システム」に入力し、最高価格を選定する落札処理を行い、落札者及び落札価格を決定します。ただし、次の場合は、無効入札として落札処理の対象から除外されます。
- ① ロット番号が印字されていない入札票（手書き入札票）の場合で、ロット明細書に存在しないロット番号を記入して入札した場合
 - ② 同一のロットに対し、2以上の入札をした場合（重複して入札票を送ったり、同一の会社の本社、支社等でそれぞれ入札した場合等）
 - ③ 入札価格の記載が不鮮明で判別できない場合
 - ④ 入札価格を二重取り消し線等により書き直し、訂正した場合
 - ⑤ 入札価格を算用数字によらず記入した場合
 - ⑥ 当該入札者に係る入札価格に数量を乗じた金額の合計の10分の1が入札保証金額を上回る場合（この場合、当該入札者の全入札ロットが無効となります。）
 - ⑦ 入札票が規定の期限内に到着しなかった場合
 - ⑧ 入札票に登録申請の際に届け出た印の印影が確認できない場合
 - ⑨ 取引監視委員会が不正な入札であると認めた場合
- (2) 同一銘柄複数ロットに該当する複数のロットに同一価格を入札すべきところ、異なる価格を入札した場合は、自動的に当該入札価格のうちの最高価格をもって入札したものとみなします。
- (3) 10円単位の価格を入札すべきところ、下1桁が0でない入札価格の場合、自動的に10円未満を切り捨てた価格をもって入札価格とみなします。

20 入札手数料

平成30年産から令和4年産の収穫後入札取引においては、大豆入札取引システムのプログラム改良・更新等に必要な経費を確保するため、入札実績に応じて入札手数料をご負担いただきます。具体的な負担額は、入札者ごとに年産を通じた全入札ロット数に1ロット当たり単価330円（消費税込み）を乗じた額とします。なお、入札ロット数は、1俵を60kgとする俵数単位による各入札者の入札数量の年産総計を1ロットの標準的な俵数(165俵)で除して求めます(小数点以下は切り捨て)。

入札手数料の徴収は、年産の収穫後入札取引が完了した後、上記15の入札保証金等確認通知書により入札保証金の取り扱い等に関する照会を行う際に入札手数料徴収額をご連絡したうえ、入札保証金の返還に当たり預託金から当該徴収額を差し引いた額を返還するか、又は、次年産収穫後入札取引の入札保証金に充当するに当たり当該徴収額を差し引いた額をお預かりする方法によることとします。なお、入札手数料の徴収に際しては、協会から各入札者に対して請求書兼領収書を発行いたします。

21 落札大豆の代金決済及び受渡し

入札取引終了後、代金決済機関（売り手が全農の場合は株式会社アグリネットサ

ービス、売り手が全集連の場合は全集連) から落札者に対して代金の請求、受渡期限等売買契約に関する通知があります。契約内容に沿って、代金等の支払い及び落札大豆の引き取りを行ってください。

正当な理由なく売買契約の締結、落札大豆の引き取りを行わない場合、協会は、入札取引委員会の議決を経て、当該買い手の入札取引への参加の制限、登録の制限等の処分を行います。

22 売買契約書における請求金額

代金決済機関が売買契約書において落札者に請求する金額は、落札価格に拠出金（買い手が協会に支払う運営拠出金。大豆60kg当たり1円）及び消費税を加算した額とします。

23 落札大豆の品質等に関するクレーム

落札大豆の受渡しの後、落札者が当該大豆について入札時のロット明細書に示された内容に合致していないと判断した場合は、その旨を協会に通報の上、原則として売り手、買い手双方で話し合っ問題解決するものとします。

24 免責

入札取引において買い手が何らかの損害や不利益を被った場合、その原因が協会による重大な過失や故意の行為にあったと認められる場合を除き、協会はその責を負いません。

25 その他

協会は、業務規程その他の規定及び当該遵守事項について変更することがあります。変更した場合は、登録者にその旨お知らせするとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

別紙 1

大豆収穫後入札取引登録申請書(買い手)

令和 年 月 日

公益財団法人日本特産農産物協会
理事長 佐々木 昭博 殿

(申請者)
所在地
名 称
代表者役職・氏名 印

貴協会の大豆の入札取引に係る業務規程第8条の規定に基づき、大豆を取引場において買い受けることにつき貴協会の登録を受けたいので、下記の事項を遵守することに同意し、申請します。

記

- 1 貴協会の大豆の収穫後入札取引に参加するに当たっては、協会が定めた「大豆の入札取引に係る業務規程」及び「大豆の収穫後入札取引に係る買い手登録者遵守事項」の規定に従うこと。
- 2 入札に参加した結果、落札決定通知を受けた大豆について、売り手と速やかに売買契約を締結するとともに、指定された受渡期限までに確実に代金を支払い、引き取ること。

1 法人で2以上の事業所に係る登録申請をする場合の記入欄（該当しない申請者は記入しないこと。）

事業所の整理番号	1 法人で2以上の事業所に係る登録申請をする事業所の名称
	(1 法人複数事業所登録申請の場合のみ記入)

注：1 法人で2以上の事業所に係る登録申請をする場合は、法人の代表者名義で、登録申請する事業所ごとに別葉で申請書を提出してください。その際、申請書ごとに事業所の整理番号及び当該事業所の名称を記入してください（記入例：整理番号欄には本社分申請書は1、支店分は2と記入し、事業所の名称欄には本社分は株式会社〇〇〇又は株式会社〇〇〇本社、支店分は株式会社〇〇〇××支店等と記入）。

別紙2-1

大豆収穫後入札取引買い手登録者届出事項一覧表(新規登録用)

事項	届出内容	記入上の注意
申請者の名称		申請者の名称を記入
登録する名称		買い手登録者として登録する名称を記入(上記の申請者の名称のほか、例えば、〇〇株式会社××支店等実態に即した名称)
郵便番号		協会から郵送する文書を、確実に受け取ることができる住所を記入
住所		
代表者(又は委任を受けた者)		委任を受けた者とは、1法人で2以上の事業所を登録し、支店長を支店の代表者として登録する場合等(該当する場合は支店長等の氏名を記入)
代表者役職(又は委任を受けた者の役職名)		委任を受けた者の役職名とは、1法人で2以上の事業所を登録し、支店長を支店の代表者として登録する場合等(当該支店等を代表する者の役職を記入)
担当者		大豆入札事務を直接担当する者の名前を記入
担当者役職		上記の者の役職名を記入
電話番号		
FAX番号		協会からFAX送信する落札結果通知等の資料を、常時、確実に受信することができるファックス番号を記入(協会からの連絡にも使用)
メールアドレス	@ (0(ゼロ)とo(オー)、l(エル)と1など紛らわしい文字にはルビを振ること)	協会からメール送信する入札取引上場内容等の資料を、常時、確実に受信することができるメールアドレスを記入(協会からの連絡にも使用)
サブアドレス(任意)	@ (0(ゼロ)とo(オー)、l(エル)と1など紛らわしい文字にはルビを振ること)	上記メールアドレス以外のアドレスにもメールの同時送信を希望する場合、1アドレスに限って登録可能
入札申込み用いる届出印	(届出印の印影)	左欄には入札申込み時に入札票の届出印欄に使用する印を押印 申請書に押印した代表者印か、又は銀行印、社印等(印鑑登録した実印である必要はない。入札票の登録者名称欄への文字記入に代えて押印する会社名に係るゴム印等ではない。)

注:協会は、買い手登録者への入札関係資料の配付や種々の連絡・通知に際しては、連絡漏れがないよう原則としてFAX及びメールを用いて二重に行うこととしています。このため、ファックス番号の登録は必須とし、メールアドレスも、極力、登録してください。

別紙2-2

大豆収穫後入札取引買い手登録者届出事項一覧表(継続登録用)

事項	前年産届出内容	修正内容
登録番号(3桁+枝番)		_____
名称		
郵便番号		
住所		
代表者(又は委任を受けた者)		
代表者役職(又は委任を受けた者の役職名)		
担当者		
担当者役職		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
サブアドレス		
入札票・ロット明細書配信方法		
入札保証金返還口座情報	_____	_____
口座名義(カナ)		
銀行コード		
銀行名(カナ)		
銀行名		
支店コード		
支店名(カナ)		
支店名		
預金種目		
口座番号		

確認者	
役職名	氏名
	Ⓜ

注:前年産届出内容に変更がある場合は、修正内容欄に正しい内容を記入してください。変更の有無に係らず確認者欄に記入し、押印して必ず提出してください。

別紙3

入札保証金返還用振込口座届

申請者名										
登録番号	□□□-□ (協会記入用、申請者は記入不要)									
口座名義(カタカナ) 注： 右のマスを上段左から1字ずつ埋めて下さい。「°」、°、スペースも1マスとします。										
銀行コード(4ケタ数字)	□□□□									
銀行名(カタカナ)						・銀行・信用金庫				
銀行名(漢字等)						・ (○印又は記入)				
支店コード(3ケタ数字)	□□□									
支店名(カナ)										
支店名(漢字等)										
預金種目(該当に○)	・普通・当座・貯蓄・その他()									
口座番号(7ケタ数字)	□□□□□□□									

- 注：① 新規に登録申請する場合に提出してください。
- ② 口座名義(カタカナ)の欄の記入は、通帳に記載されているとおりにしてください。通帳には漢字の表記しかない場合もありますが、銀行には、カタカナの口座名義が登録されていますので、銀行に確認してください。
- ③ 入札保証金額の確認は、入札システムにおいて、ここに記載されているカタカナ表記の口座名義との照合によって行いますので、十分ご注意ください。
- ④ 正確を期すため通帳の上記口座情報記載部分のコピーを添付してください。

別紙4

大豆収穫後入札取引入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

公益財団法人日本特産農産物協会
理事長 佐々木 昭博 殿

登録番号 □□□□ — □□

住所

名称

代表者氏名

印

当社は、令和 年産大豆の収穫後入札取引を終了しましたので、貴協会に預託している同取引のための入札保証金を返還してください。